

全文改正後別表
(改正後別表)

【国 内 旅 行】

交通費

- ・自宅から目的地までの公共交通機関の料金とする。
(県外に至る場合は特急及び新幹線料金を認める)
- ・自家用車を借り上げる場合は1キロメートルにつき25円とする。
(相応の任意保険加入車に限る)

宿泊費・包括宿泊費(新設)

- ・宿泊費は、上限付きの実費支給(下記のとおり)

区分	宿泊費基準額 (上限:1夜につき)
埼玉県、東京都、京都府	19,000 円
福岡県	18,000 円
千葉県	17,000 円
神奈川県、新潟県	16,000 円
香川県	15,000 円
熊本県	14,000 円
北海道、岐阜県、大阪府、広島県	13,000 円
山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県	12,000 円
青森県、秋田県、茨城県、富山県、長野県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県	11,000 円
宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、岡山県、徳島県、愛媛県	10,000 円
岩手県、石川県、静岡県、三重県、島根県	9,000 円
福島県、鳥取県、山口県	8,000 円

- ・移動費と宿泊費が一体となったパック旅行に係る費用を包括宿泊費として支給

本別表の規定は、令和7年4月1日から適用する。